

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

度会町は、個人住民税賦課業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

度会町長

公表日

令和7年10月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法及び度会町税条例に基づき、毎年1月1日現在において町内に住所を有する個人に対し個人住民税の賦課業務を行う。
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー ※1については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 55の2, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 112, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項 (情報照会の根拠) 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	度会町総務課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 0596-62-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	度会町税務住民課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 0596-62-2414
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 〇 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人住民税に関する事務に関して、システムへのアクセスが可能な職員は、ID・パスワード及び指紋認証による2要素認証によって限定しており、名簿によって権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	②所属長	②所属長の役職名	事後	評価書の様式変更。
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	2019/6/30	事後	評価書の様式変更に伴い、計数時点を最新のものに変更。
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2.対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	2019/6/30	事後	評価書の様式変更に伴い、計数時点を最新のものに変更。
令和1年6月28日	IV リスク対策		IV リスク対策	事後	評価書の様式変更。
令和2年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	税務課	税務住民課	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長	税務住民課長	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	度会町税務課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 0596-62-24	度会町税務住民課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 0596-62	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	2019/6/30	2020/4/1	事後	担当部署名変更に伴い、計数時点を最新のものに変更。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2.対象人数 いつ時点の計数か	2019/6/30	2020/4/1	事後	担当部署名変更に伴い、計数時点を最新のものに変更。
令和7年10月17日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム	1. 個人住民税システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 個人住民税システム 2. 団体内統合宛名システム	事前	ガバメントクラウド上へ標準準拠システムを構築・移行する
令和7年10月17日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条（第3項）	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	II-1 しきい値判断項目 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月17日	II-2 しきい値判断項目 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月17日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		新設	事後	様式変更による追加
令和7年10月17日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いとされる		新設	事後	様式変更による追加